

京 都 帝 國 大 學 經 濟 學 部 內
東 亞 經 濟 研 究 所

年 四 回 (九 月 十 五 日) 發 行

東 亞 經 濟 論 叢

第 壹 卷 第 參 號

昭 和 十 六 年 九 月

上海に於ける金融機構……………	經濟學博士 小島昌太郎
中晚唐時代に於ける燉煌地方 佛教寺院の礎礎經營に就きて……………	文學博士 那波利貞
支那古代經濟史概観……………	經濟學士 穗積文雄
支那國家銀行の統制力……………	經濟學士 德永清行
西歐思想に於ける東洋社會論の意義……………	經濟學士 島 恭 彦
滿洲に於ける特殊會社の再組織問題……………	經濟學士 山本安次郎
滿洲貿易構成の變化……………	經濟學士 岡倉伯士
ハウスホーファアの東亞文化政策……………	經濟學士 出口勇藏
買辦發生の社會的根據……………	經濟學士 鈴木總一郎
東亞經濟圈に於ける米生産の發展……………	經濟學士 大上末廣
北京回教徒の職業……………	經濟學士 澤崎堅造
支那紡績勞働請負制度の發達……………	經濟學士 岡部利良

(禁 轉 載)

書 肆 有 斐 閣 發 賣

上海に於ける金融機構

小島 昌太郎

我が國に於ては、今日、縦ひ、七百五十ミリグラムの純金を一圓とするの貨幣法が停止せられ、また、百圓を以て二十三弗十六分の七とする金爲替本位も、事實上停止の姿となり、専ら、日本銀行券の管理通貨制度とはなつたけれども、通貨は單一であつて、銀行券も、補助貨幣も、臨時通貨——五十錢札やアルミ貨の類——も、相互に一圓は一圓であり、一錢は一錢である。また、これらの銀行券や補助貨幣を以て預け入れた銀行預金は、それらの通貨を以て引出すことが出来ると同時に、また小切手や手形類を以て引出すことも出来るのであり、それと反對に、小切手や手形類を以て預け入れた預金も、現金や小切手手形などを以て隨意に引出すことが出来るのである。すなはち、通貨は單一の價値に於て、單一の平面の上に、現金通貨と預金通貨とが、相互交流しつゝ流通して居るのである。

然るに、中國に於ては、例へば、上海を例にとつて見ると、そこには一つとつ貨幣價値を異にする幾多の通貨が流通して居ると共に、中國側の銀行預金は、また甚だ錯雜なる状態になつて居るのである。すなはち、そこに

上海に於ける金融機構

第一卷 五二七 第三號

一

は、流通面の廣狹はあるけれども、日系通貨として、今日に於ては、大體軍票が表面上唯一つのものではあるが、尙ほ裏面には、日銀券があり、満銀券があり、中聯券があり、更に南京政府側のものとして、儲備銀行券があり、重慶側のものとして、謂はゆる法幣——中央銀行券、中國銀行券、交通銀行券、中國農民銀行券の四種——があり、雜幣と謂はるゝ各地方銀行または民間銀行の銀行券——その主なるもの中南銀行券、中國實業銀行券、中國通商銀行券、四明銀行（四明商業儲蓄銀行）券、浙江興業銀行券、浙江地方銀行券、江蘇省農民銀行券、農商銀行券、中國農工銀行券、中國墾業銀行券、四省農民銀行券等——がある。これらの雜多の通貨は、一々その貨幣價值が異なるのであつて、法幣を中心として、日々の相場が立てられるのである。併し法幣は、相場を立てる中心となつて居り、取引上の基準たる通貨となつて居るけれども、それは、各種通貨の比率を表現する手段たるに止まり、各種の通貨の價值基準が法幣にある譯ではない。各種の通貨は、それぞれにその貨幣價值をもつて居るのである。

いま上海に於て、通貨價值なるものが如何に錯雜して居るかの著しい例を一つ示して見るならば、例へば、日銀券が中支に於て尙ほ公然に用ゐられて居た當時のことであるけれども、その同じ日銀券が上海の錢莊に於ては、金額の大なるものと、小なるものによつて、その價值を異にして居つたのである。すなはち、五十錢札——これは正確に言へば、臨時通貨であるが——は、その二百八枚が、十圓札の十枚と等しく、また十圓札十枚と一圓札二枚とが、百圓札一枚に等しかつたのである。我が國では、殆ど考へられないことで、日銀券もそこでは、實質的には十進法ではないのである。そして十圓札に於て法幣との相場が、時々刻々に立つのである。

同種の貨幣たる日銀券に於てさへ、その相互の貨幣價值が、かやうに異なるのであるから、種類の異なる通貨が各

々異なる貨幣價值をもつのは、正に當然のことである。貨幣は價值の尺度であると言ふ。その貨幣が單に一つの種類のものであるならば、そのもの自體の價值が動いて居やうとも、他のすべての商品の價值の相互關係を表現する上に於ては、動いて居ないのと同様である。——($M=a$, $M=2b$, $M=3c$; $a=2b=3c$. $2M=a$, $2M=2b$, $2M=3c$; $a=2b=3c$)——然るに多種の通貨が同時に存在し、その相互の價值の比率が動く場合には、貨幣價值といふものは、頗る複雑なる様相を呈することとなり、一體、商品の貨幣價值なるものは何に於て定まるのか、といふ疑問を起さずには措かないであらう。

併し人間の頭の働きは、自然に複雑なるものを出来る範圍に簡單化するものである。多種の種類の商品が同時に存在し、その相互の價值が日々に變更する如き場合には、一々の商品の値段を、その各種の商品について定めるといふ如きことは出来るものではない。かゝる場合には、その中の最も多く取引に用ゐらるゝ通貨が、自然に選出せられて、各商品の値段は、一應それに於いて定まることとなる。そして、他の通貨が、取引上用ゐられる場合には、その通貨と、取引上の基準に用ゐられて居る通貨との換算の形に於いて、その商品の當該通貨に於ける値段が定められることとなるのが普通である。

かやうにして、多種の通貨が並び存在して居る場合には、一群の商品側と、一群の通貨側とは、その中の或る一種の通貨を通じて聯絡することとなる。その關係は、國內商品の代價が外國通貨を以て表示せられる場合と略ぼ同様である。すなはち、或る一種の通貨のみが流通せる國に於て、その國の各種の商品の代價は、その單一通貨に於て表示せられるけれども、若しも外國通貨を以てこれを表示する必要がある場合には、諸外國の通貨は、皆

一樣に、その單一通貨に對して爲替相場が存在して居るからこれを以て換算せられ、而して後に、當該商品がその外國通貨を以て表示せられるのであるが、國內に多種の通貨が存在して、その各々が貨幣價值に於て、獨立的に變動する場合も、これと略ぼ同様の關係にあるのである。

かくの如くに、中國の如く、國內に多種の通貨が流通せる所に於ては、その通貨の中に於いて、最も多く取引に用ゐられ比較的廣く流通せるものが、一群の商品側と、一群の通貨側との聯絡をなす所の基準通貨となるのであるが、この場合に於て、最も多く取引に用ゐられ、從つて取引上の基準となる通貨なるものは、ときとして、一つの種類のものより他の種類のものに移ることがある。それは一方の通貨の信用が次第に薄らぎ、他方のものゝ信用が次第に加はるからである。かゝることは、後者の價值は殆ど動揺しないか、または縦い動揺しても僅少であるのに、前者の價值は甚だしく動揺し、且つ次第に落下の傾向にある場合に起るのである。

華北に於ては、既に中國聯合準備銀行券が、公式には、唯一の通貨となつて居るけれども、物價は久しく法幣基準であつた。然るに昨年（一九四〇）六月を一轉期として、法幣の價值は非常な勢を以て下落し初めたに拘らず、聯銀券のそれは、甚だ安定状態にあつて、今日までの所では、基準貨幣が法幣より聯銀券に移り變りつゝあるやうである。

中支に於ても、同様に昨年六月を一轉期として、法幣の暴落傾向と對蹠的に、軍票の價值は安定状態となり、それまでの如き軍票と法幣とが大局的には殆ど同じ變動傾向をとる状態に一變化を來したやうである。

これらの傾向が、果して中心貨幣たるものが法幣より聯銀券及び軍票に移り變りつゝあるものとは速斷し難き

ものであるけれども、今や法幣の對内價值及び對外價值が暴落の傾向にあるのときにあたつては、洵に注目すべき現象と言はねばならぬ。

ワーゲルの記載する所によると、¹⁾ 中國には、嘗て、地方的通貨の種類は甚だ多くあつて、江蘇、安徽二省だけでも三十種程はあつたといふことである。一九三五年に謂はゆる幣制改革が行はれたのであるが、その以後に於ても、中國の通貨狀況は尙右の如く多種類の現金通貨が流通して居るのであるから、その點に於ては殆ど舊來の事情と變る所はないのである。

二

上海に於ては、現金通貨の外に預金通貨が存在する。この預金通貨を説明するためには、先づ上海に於ける預金について述べて置かねばならぬ。

上海に於ける銀行預金も甚だ複雑な状態を呈して居る。すなはち、外國銀行の預金は別として、中國側の預金について言へば、それには、(一)儲備銀行券預金、(二)法幣預金、(三)制限預金、(四)匯割預金の四種類のものがある。(一) 儲備銀行券預金といふは、儲備銀行券を以て預け入れた預金であつて、これが今日に於ては本當の法幣預金であるが、今日に於ても尙ほ慣習的に重慶側の前記四銀行の銀行券を法幣と一般に稱して居るから、こゝにはこれをそれと區別して儲備銀行券預金といふ。この預金は預入れ引出し共に何等の制限がない。

(二) 法幣預金といふは、法幣若しくは法幣票據を以て預け入れられた預金であつて、法幣を以て自由に引出すことの出来るものである。すなはち、次に述ぶる二つの預金の如き制限を受けない預金であつて、これらの二つ

1) S. R. Wagel, Chinese Currency and Banking, Shanghai 1915, p. 29.

の預金に關する制限法の發布以後に、法幣若しくは法幣票據を以て預入れられた預金である。正確に言へば、法幣とは儲備銀行券を指して外はないのであるから、この預金は舊法幣預金と言ふべきものである。

法幣預金には、更に、(1)銀行錢莊に於ける法幣預金と、(2)交換中樞機關に於ける法幣預金との二つがある。

(1) 銀行錢莊に於ける法幣預金といふは、新安定金融辦法の施行期日たる民國二十八年六月二十二日以後に於て、商人及び一般人が、銀行または錢莊に對し、法幣若しくは法幣票據を以て預け入れた預金である。すなはち、この預金は、今日に於ても、自由に、その額に制限なく法幣を以て引出し得る預金である。

(2) 交換中樞機關に於ける法幣預金といふは、銀行及び錢莊が、手形交換の中樞機關たる上海銀行業同業公會聯合準備委員會または錢業準備庫にもつ所の、交換戻決済資金たる法幣預金である。この預金には、(a)従前から法幣支拂の交換戻決済のための法幣預金と、(b)銀錢兩業公會が同月二十五日に決定した安定市面辦法によつて、従前の匯劃預金を法幣預金に轉化せしめたことによつて生れたものとの二つがある。この交換中樞機關に於ける法幣預金は、前述(1)の法幣を以て支拂ふべき預金が票據を以て引出さるゝ場合に、その交換戻決済に充てらるゝものである。

(三) 制限預金とは、現金たる謂はゆる法幣を以て引出し得る額に一定の制限があり、この制限以上には、匯劃を以てしてなければ、引出すことの出来ない預金である。

制限預金にも、(1)新安定金融辦法による制限預金と、(2)非常時期安定金融辦法による制限預金とがある。

(1) 民國二十八年の新金融安定辦法による制限預金。すなはち同年六月二十二日以前に於て商人及び一般人

が、銀行錢莊に法幣預金としてもつて居つた預金は、その前日の新安定金融辦法を以て、同日以後、工賃及び俸給の支拂を除き、毎週の引出高五百元以内は、法幣を以て支拂を受け得るけれども、五百元を超過するものは匯劃を以て支拂ひ、専ら同業轉帳せらるゝこととなつたのであるから、同日以前の法幣預金は、この辦法により制限預金となつた。但し、この新安定金融辦法なるものは、上海にのみ施行せられるものであるから、かゝる預金は上海の中國側銀行に限る事柄である。

(2) 民國二十六年の非常時期安定金融辦法による制限預金。前述の二十八年の新安定金融辦法は、上海だけに施行せられるものであるが、これより前の二十六年八月十五日の、非常時期安定金融辦法は全國的に施行せられたもので、これによると、各預金者の引出し得る法幣金額は、毎週預金残高の百分の五、最高、百五十元、といふ制限を受けたのである。但し、商業部の口座にして、商業上の需要によるものは、この制限を越へて同業匯劃を以て引出すことが出来る。それがため、この辦法による制限預金なるものは、全國的に中國側(重慶側)銀行に存在する譯である。そしてこの制限預金は、二十九年の新安定金融辦法實施當時に於て尙殘高の存在して居るのは、そのまゝ、この制限の下に存續して居るのである。上海の日本側の銀行當事者は、中國側銀行に於て、今日に於ては、この二つの制限預金は、二十九年の制限のものに混同して取扱つて居ると見て居るやうであるが、某中國側銀行について調査した所によると、やはり二つのものは區別して取扱はれて居る。

(四) 匯劃預金とは、前二種の預金にして、匯劃を以て拂出され、その匯劃が預け入れられて預金となつたもので、且つ匯劃を以てななければ、引出し得ないものである。

匯割預金にも、銀行錢莊に於けるそれと、交換中樞機關に於けるそれとがある。

(1) 銀行錢莊に於ける匯割預金といふは、銀行錢莊が匯割を以て預け入れを受けた預金であつて、その引出には、必ず匯割を以てするを要し、現金たる法幣を以ては引出し得ない預金である。

(2) 交換中樞機關に於ける匯割預金は、すなはち、領用匯割預金である。これは前述の二十八年の新安定金融辦法による『五百元以上の預金の引出は、匯割を以て支付し、専ら同業轉帳の用に供せしむ』といふ規定に順應して、同月二十五日、銀錢兩業公會が議定した所の「安定市面辦法」によつて設けられることとなつたものである。すなはち、この安定市面辦法の三に於て、上海銀錢業兩業公會は『自二十八年七月四日起、準備會開始辦理各行莊領用同業匯割事宜、各行莊均提供擔保品、向準備會申請領用同業匯割。其辦法另訂之』との申合せをした。そして、各銀行錢莊は、その交換尻決濟のために、上海銀行業同業公會聯合準備委員會に、一定の財産を擔保として提出し、その擔保品の評價價格の七〇%を限度として、委員會より「同業匯割」を領用する。併し同時に委員會はその金額だけ、これを各銀行錢莊の當座預金として預り、これを交換尻決濟資金とするのである。この場合に於て、同業匯割の領用は同時にその預金を伴ふのであるから、擔保に對して貸付を受け、その金額を當座預金とすることに外ならない。すなはち委員會と當該銀行錢莊との間の mutual indebtedness による資金の創作のことである。そして、かくの如くにして、この創作せられた當座預金が、こゝに言ふ所の領用匯割預金である。

三

中國に於ては、預金通貨として見るべきものは、たゞ上海に於て、前記の預金の移讓に關して行はるゝものあ

るに過ぎない。而も主として銀行錢莊の振出す本票匯票支票等であつて、預金者の支票取引は甚だしい。

上海に於て預金の移譲について用ゐらるゝものは、法幣票據と匯劃票據とに大別することが出来る。法幣票據は、上海票據交換所票據交換數額統計表などに於ては、國幣票據とも稱せられて居る。

法幣票據といふは、前述の法幣預金の引出及び制限預金の制限以内の引出に用ゐらるゝものである。商人及び一般人は、小切手、爲替手形、約束手形、その他の支拂指圖書を、この法幣票據として用ゐることが出来るけれども、銀行及び錢莊は、約束手形を法幣票據として用ゐることは出来ない。

法幣票據を以て預け入れられた預金は、法幣預金として取扱はれ、再び法幣票據を以て引出すことが出来、また、現金通貨たる法幣を以ても引出すことも出来る。

匯劃票據といふは、今日に於ては、銀行錢莊が自ら振出す所の謂はゆる「同業匯劃」か、若しくは銀行錢莊が上海銀行業同業公會聯合準備委員會より領用したる「同業匯劃」を預金とし、これに對して振出す所の支票かの、いづれかの外にはない。

銀行錢莊、特に錢莊は、從來、自己の信用に於て匯劃票據を發行し、これを取引先の預金の支拂に用ゐ、また取引先に對する貸出に用ゐて居たのである。この場合に於て、この匯劃票據は、その支拂期日に於て交換によりて決済せらるゝのであつて、現金を以て支拂はれないの本則としたもので、特に現金の支拂が求められる場合には、期日の翌日に於て支拂はれたのであつた。かくの如く、現金を以て支拂はるゝことなく、主として、交換決済によつて支拂はるゝことを匯劃といつたのであつて、従つて、この支拂方法をとるものは、支票たると、本票

たると、また匯票たるとを問はず、一律に匯割票據といつたのである。

然るに、第一次上海事件が勃發して、上海に金融恐慌が発生する惧が生じたので、財政部は、「非常時期安定金融辦法」なるものを公布して、前述の如く、預金の引出を制限した。それがため銀行取付けは防止せられて、銀行錢莊は保護せられ、法幣の汎濫と物價の騰貴とは喰ひ止められたけれども、反面に於て、金融を梗塞し、商取引の遂行を阻害する結果を生ずることとなつた。この事態の打開策として、案出せられたものが、従前の「匯割」の性格を一變せしめて、これを「同業匯割」なるものと化せしめたのである。

すなはち、かゝる情勢の下に於て、上海銀錢兩業同業公會は、財政部に申請して、安定金融補充辦法なるものを制定し、『銀錢同業所出之本票、一律加蓋「同業匯割」戳記。此項票據、祇准上海同業匯割、不付法幣及轉購外匯』と規定して、これが承認を得ることとなつた。従つて、このとき以後、銀行錢莊の振出す本票（約束手形）は凡て「同業匯割」なる印が押捺せらるゝものとなり、これは、上海の銀行錢莊同業間に於いて、交換により決済せらるゝに止まり、法幣に換へることも出來ず、外國爲替を買ふにも用ゐることが出來なくなつたのである。今日に於て、匯割票據といはるゝものは、この「同業匯割」のことである。そして匯割は、その交換決済が専ら錢莊相互間に於て行はれたのであるが、それが「同業匯割」となると共に、銀行もその交換機構の中に入ることとなり、匯割といふ交換組織が擴大されることとなつたのである。

併しながら、廣く匯割票據といふ中には、銀行錢莊が、上海銀行業同業公會聯合準備委員會より領用したる「同業匯割」を預金として、これに對して振出す所の支票（小切手）もこれに加へなければならぬ。この支票は、

主として、銀行錢莊が従前自らの信用に於て振出したる匯割票據に代へて用ゐらるゝものであり、また、その交換尻決済にも用ゐるのである。

この同業匯割領用の制度は、一九三九年の謂はゆる第二次モラトリアムの際に於ける、事態の打開策として案出せられたものである。元來、第二次モラトリアムは、主として資金の海外逃避を防止せんとするのであつた。すなはち、重慶政府財政部は、一九三九年六月二十二日、上海銀行業公會に對し、電報を以て、「新安定金融辦法を實施することを通達し來つた。その要旨は、預金拂戻の制限であつて、前に述べたる如く、一律に毎週五百元を以て限度とするにある。換言すれば、毎週の拂戻高五百元までは法幣を以て支拂ふことが出来るが、それを超すものは、匯割を以て支拂ひ、専ら同業轉賬によつて決済せしむることとしたのである。

この第二次モラトリアム施行の結果は、上海の諸市場に於て、取引決済の凍結を惹起し、一時休市するもの多く、取引も寥々たるに至つた。取引決済のための資金が、甚だしく梗塞したからである。同業匯割を領用せしむる所の謂はゆる新匯割制度は、この情勢を救済するために産み出されたのである。

この制度は、一九三九年六月二十五日、銀錢兩業公會が議定した所の「安定市面辦法」に於て、その基礎を定めたもので、銀行錢莊は各々擔保品を準備委員會に提出して、同業匯割の領用を申請し、これを以て匯割票據の交換尻決済資金となし、その交換を圓滑にすることとなし、準備委員會が、その辦理に當ることとなつたのである。交換尻決済資金は、從來、銀行業同業公會聯合準備委員會と錢業準備庫とが各々別々にもつて居たのであるが、この新制度に於ては、この二つの團體のそれぞれの加盟者たる銀行錢莊は、上海銀行業同業公會聯合準備

備委員會に對して、一定の財産を等しく提供して、共通の交換尻決済資金を設定することとなつたのである。その財産は、(1) 主要貨物、(2) 上海市場に於て正式の市價を有する有價證券、(3) 上海租界に於て収益を有する土地建物である。併し、謂はゆる有價證券には公債が含まれて居らず、且つ法幣そのものは、この擔保たるものの中に擧げられて居なく。

これらの擔保財産を提供した銀行錢莊は、その評價額の七〇%に達するまでの金額に於て、「同業匯割」を用すると同時に、これを準備委員會に於ける匯割當座預金として預け入れるのである。ゆゑに形式上に於ては、同業匯割といふ手形を借り受け、これを直ちに預け入れることになつて居るけれども、これを實質的に見るならば、擔保の七〇%に當る金額を、準備委員會と當該銀行錢莊との相互負債の諒解の下に創作して、これを交換尻決済資金とするのである。この資金が新匯割制度の基底をなす所のものである。これが前に述べたる領用匯割預金である。擔保品の市價が下落して領用金額がその七〇%を超ゆることとなつた場合には、當該銀行または錢莊は、更に擔保品を提供しなければならぬ、各銀行錢莊は、領用金額に對しては利子を支拂ひ、預金に對しては、利子を受領する。その利率、本制度實施當時には、前者は千元につき二角三分、後者は同一角八分であつた。そして準備委員會の領用許諾の總額は、當時五千萬元としたが、今日尙そのまゝである。

準備委員會は、領用を許容した銀行錢莊に對し、その預金引出用として、支票簿（小切手帳）を交付する。この支票は、各銀行錢莊が、その取引先の預金の引出に應ずるときにこれを用ゐることが出來、また貸出にも用ゐることが出來る。

新匯割制度の下に於ても、各銀行錢莊は、自己の預金者の制限預金の制限外の引出または、匯割預金の引出に對して、若しくは、貸付依頼者に對する貸出として、自己宛手形たる匯割票據を振出し得ることは従前の通りである。たゞ従前のそれは白地であつたから、新匯割制度の下に於ては、黃地を用ゐる事にして居る。これらの匯割票據が他の銀行錢莊の手に入り、準備委員會の交換に廻され、交換負となつたときに、その決済をするために右の支票が用ゐられる。

新匯割制度に於ては、更に「匯割證」なるものゝ發行を用意して居る。すなはち、發行匯割證簡則に於て、前掲と同種の財産を以て、擔保となし、その七〇%を超へざる金額に於て、これを發行し、各銀行錢莊にその領用を許すのである。匯割證は、その券面の金額は、これを五百元、一千元、五千元、一萬元の四種に限定して居る。それは、匯割票據の場合に於ては、その金額が任意であるがため、却つて流通が不便となるのであるから、匯割證はこの缺點を除いたのである。匯割證は、匯割支票の交換尻決済にも用ゐ得るものであるが、併し、むしろ、各銀行錢莊が、これを領用して、同業匯割に代へて、市場に流通せしむることを目的としたものである。この匯割證は、今日までの所、未だ實際に發行せられて居ない。

上海に於て、今日預金通貨として認むべきものは、前述の如く、法幣票據と、この匯割票據との二種である。法幣票據は、現金通貨たる法幣を基礎とするものである。併し、匯割票據の基礎たるものは、これに比ぶれば複雑であつて、制限預金と匯割預金と、そして新匯割制度によつて創作せられた所の領用匯割預金との、三種の預金を基礎とするものであるが、而も、それらは皆、一つの交換尻決済資金によつて決済せられるものであり、そ

してその決済資金は、すなはち、この最後の領用匯割預金たる資金であるから、この點より言へば、匯割票據の預金通貨は、この領用匯割資金の上に成り立つものと見なければならぬ。

この領用匯割預金たる資金は、前述の如く、與信者と受信者との相互の了解の上に成立するものであり、英語で言へば *mutual indebtedness* に依存するのであるから、この預金が、預金通貨として働くとき、その通貨は觀念上の所産であり、觀念上の存在たるに過ぎないものである。ゆゑに、私は、これを觀念貨幣の一種であるといふ。その上、この預金通貨の資金は、今日に於ては、具體貨幣たる現金通貨と全く分離して居ることを特色とする。その點に於て、この匯割票據による預金通貨は、貨幣形態の發展段階としては、甚だ高度の地位を占むるものと見るべきである。

預金通貨としての法幣票據は、現金通貨たる法幣と、銀行預金の形態を媒介として、相互に轉換するものであるから、資金として一つに融合して居る。従つてその流通面は、單一平面であるといふことが出来る。併しながら、領用匯割預金を交換尻決済資金として成立せる所の、匯割票據によりて流通せる預金通貨の流通面は、——匯割票據は法幣を以て支拂はるゝことが出来ないものであるから、——現金通貨たる法幣の流通面と全く相異なる所の、相互に交錯することなき、二つの並行平面をなすものであると見なければならぬ。

我國を初め、多くの經濟先進諸國にありては、現金通貨と預金通貨とは、相互に自由に交流するのであつて、手形小切手は、現金を以て支拂はるゝと共に、現金を以て預け入れたる預金は、手形小切手を以て引出すことを得べく、手形小切手を以て預け入れたる預金も、現金を以て引出すことが出来るのであつて、その關係は相互に

常に形態上の轉換をなし、交流頗る自由自在なのである。ゆゑに、現金通貨も預金通貨も共に、相交流しつゝ同一の平面上に於て流通して居るのである。

然るに、中國に於ては、匯割票據を以てする所の預金通貨の流通は、特に上海に行はるゝものであるが、それに用ゐらるゝ所の手形たる所の銀行錢莊の振出す本票は、今日「同業匯割」として、現金通貨たる法幣に替り得ざるものであり、且つその領用匯割資金に對して振出す支票も亦同様であるから、それらを以てする預金も匯割預金として、特に現金の預け入れより成る所の法幣預金と區別して、取扱はるゝのである。ゆゑに、この兩者の流通面は、互に交流することなき、二つの並行平面をなして居るのである。そして、そのことが、中國金融に於ける一つの特種性を窺ひ知らしむる所のものである。

更に、「同業匯割」すなはち匯割票據を以て移轉する所の預金通貨は、民國二十六年八月二十日の「安定金融補充辦法」によつて、外國爲替を買得ることが出来ないものである。ゆゑに、純然たる國內貨幣である。この點に於て、法幣及び法幣票據が、外國爲替の買入れに用ゐ得るのと、その性質を異にする點に注目しなければならぬ。

四

中國に於ては、その金融機構は、今日に於ても尙ほ、現金通貨が主として流通面に働くのであつて、隔地間の送金爲替と、上海に於ける法幣票據と匯割票據との流通を除けば、その通貨流通の全貌を占むるものは、現金通貨である。預金通貨なるものは、全く、例外的な現象として、單に上海に稍々盛に見るに止まるのである。その上

上海に於ける金融機構

海に行はるゝ預金通貨が、前述の如き特殊の様相を呈して居るのである。

いま、現金通貨と預金通貨との流通構造をもつ所の金融機構を見るに、今日に於ては、いづこに於ても金屬貨幣本位の制度は廢れたけれども、この構造の成立は、發生的には、金屬貨幣本位の上に成り立つたものである。すなはち、金若しくは銀を本位貨幣とする場合に於て、一方に於ては、それらが補助貨幣と共に流通面に働くと同時に、それらはまた金銀地金と共に、兌換銀行券を發行するの準備の本體となつて居る。これが、通貨機構に於ける基礎構造である。

この金若しくは銀の本位貨幣と金銀地金とを本體とする兌換銀行券の發行準備には、更に有價證券が附加せられて、發行銀行券の兌換に對する準備の全體が構成せられる。それゆゑに、この構造によりて、本來の通貨たる金若しくは銀の本位貨幣と金銀地金との貨幣金額に幾倍する所の量額に於て、兌換銀行券が發行せられ流通することとなる。これが、この通貨機構に於ける中部構造である。

流通界に出でたる本位貨幣、補助貨幣及び兌換銀行券は、支拂人より受取人に交付せられたる場合に、多くは、銀行に預け入れられて預金となる。銀行は、この預金として受け入れたる資金を、一定の預金引出準備率を考慮して、割引貸付等の貸出に用ゐ、または、公社債株券などの引受または買入として投資に充てる。この場合に於て、この貸出投資の資金は、一應流通界に出て行くけれども、やがてはまた、銀行の預金となる。そして、この預金は、更に一定の支拂準備率の考慮の下に貸出され、そして、また預金となり、このことが、資金需要の状況に應じて幾度か反復せられ、こゝに、貸出または投資と對應する所の老なる預金が構造せられる。これが

謂はゆる銀行の創造したる資金であつて、この資金が手形小切手の類を以て、預金の形のままで、支拂授受に充てらるゝことにより、預金通貨の巨額なる流通量を見ることとなるのである。そして、このことが、通貨機構に於ける上部構造である。

この三段の構造より成る所の通貨機構は、金屬本位制度が廢れて、管理通貨制度となつた今日に於ても、構造そのものに何等の變化はない。たゞ、金若しくは銀が、基礎構造の構成分子であつたのに代つて、初めは、外國爲替手形が、後には國家の信用が——國債が——その構成分子となつただけである。そして、金銀若しくは外國爲替手形が、何等かの關聯に於て、直接關接に兌換銀行券の發行額を制限して居つたのであるが、それらの物的制限に代つて、國家の自制が直接にこれに對して働くこととなつたのである。

併しながら、銀行預金が預金通貨として、その機能を完全に營み得るがためには、手形小切手を以てするその授受が圓滑に行はれ得ることを必要とする。そして、手形小切手の授受が圓滑に行はれるためには、その交換中樞機關に於ける交換尻の決済が、支障なく行はれるを要し、そのためには、その決済資金が、確實にして安全であり、且つ信用し得る状態にあるを要する。我國の如きにありては、この交換尻決済資金は、交換加入銀行が日本銀行にもつ所の預金として存在するのである。ゆゑに、交換所に於ける交換は、頗る圓滑に行はれ、預金通貨が、通貨としての機能を完全に營み得るのである。この意味に於ては、預金通貨の機能なるものは、交換尻決済資金の健全性に依存するものと見ても差支はない。

かゝる機能をもつ所の交換尻決済資金なるものは、我國を初め、多くの諸國に於ては、前述の如く加入銀行の

中央銀行に於ける預金より成るものであるが、而も、その預金は、その中央銀行の發行にかゝる兌換銀行券の預け入れより成るものである。もし中央銀行よりの貸付金が、振替へられてこの資金となつて居ることがありとすれば、それは、單に例外的の稀なる場合の事柄である。

預金通貨機構の基底をなす所の、この交換尻決済資金の一般的性格を頭に置いて、匯割制度に於ける交換尻決済資金のそれを考察するに、そこに一つの特異性を認めることが出来る。それは、この場合に於けるこの資金は加入者の資金の實質的預け入れより成るものではなくして、相互負債の諒解の下に創作せられたものであるといふことである。

前に述べたる如く、上海銀行業同業公會聯合準備委員會は、加入の銀行錢莊に對し、その提供したる擔保品評價額の七〇%に相當する額の「同業匯割」(手形)の領用を許容すると同時に、これを準備委員會に於ける匯割預金に振替へるのであつて、これが、前述の如く、支票を以てする引出に充て、従前の匯割票據の働きにこの支票を用ひしめると共に、また、主として、交換尻の決済資金たらしめるのである。『各行莊向本會領用同業匯割、由本會轉收各行莊匯割往來戶、並發給支票簿以憑支用』といふのが、これである。

交換尻決済資金が、かくの如き、擔保品を基礎にもつとはいへ、相互負債の諒解による創作資金であるといふことは、従前諸國に於けるかゝる決済資金にはその例を見ざる所であつて、貨幣の發展史に於ては、一段の進歩したる形態にあるものといふことが出来るであらう。

上海に於ては、右に述べたる如く、現金と交流しない所の匯割といふ預金通貨があり、而もそれは現金通貨たる法幣とは交流しないものであつて、その上に外貨を買ふことも出来ない純然たる國內通貨である。そして、この預金通貨の基底をなす所の、交換尻決済資金は、擔保品を以て裏付けられて居るとは言なひがら、單に、相互負債の諒解によつて創作せられた資金である。

かゝる金融機構は、前にも述べたる如く、その通貨の流通面が、單一ではなくて、二つになつて居り、而も、この二つの流通面は、全く相交錯することなき平行平面である。そしてその一つの面は現金通貨と預金通貨とが共にそこに交流しながら流通し、且つ外貨とも接觸し、それと交流するけれども、他の一つの面は、全然預金通貨のみの流通であつて、現金通貨の流通は全くなく、その上に外貨と接觸することもなく、従つて、外貨との交流は全くない。

かゝる相交錯する所なき二つの平行平面に於て、通貨の流通機構が成り立つて居るといふことは、民國二十六年八月二十日の安定金融補充辦法に於て、銀錢同業所出之本票を以て一律に「同業匯割」となし、専ら交換によりてこれを決済せしむることゝなし、「不付法幣及轉購外匯」となしたるに因るのである。これによりて、「同業匯割」として流通する預金通貨は、現金通貨と全く縁の離れたものとなつたのである。併しながら、「同業匯割」による資金は、全然法幣資金となり得ないものではない。「貼現」すなはち割引によつて、「同業匯割」は法幣に換り、また「升水」すなはちプレミアムを付して、法幣が「同業匯割」を買得ることがあるからである。

併しながら、これは、通貨としての本然の交流とは異つて居る。「同業匯割」が、もしも、その満期日に於て、

上海に於ける金融機構

現金通貨たる法幣を以て支拂はれるものならば、それは、例へば、氷が解けて水となるが如きものであるから、本然の交流である。然し、現在の「同業匯割」と法幣との關係は、「貼現」「升水」などいふ言葉が用ゐられて居るけれども、正確に言へば、賣買である。その點に於て、法幣を以て棉糸を買ひ、その棉糸の所有者が、更に必要あるときは、これを賣つて法幣を獲得するのと異なる所はない。普通の「割引」の場合に於ては、割引によりて手形を持つことゝなつたものは、そのまゝ手形をもつて居るだけで、期日が來れば、氷が解けて水となる如くに、自然にその手形が現金になるのであるけれども、「同業匯割」を「貼現」によつて所有したるものは、これを更めて賣却するのぞなければ、自然には、それは現金となることはないのである。この點に於て、この場合の貼現は割引とは異つて居る。それゆゑに、私は、前述の如く、上海の通貨機構は二つの相交錯することなき、平行平面より成るといふのである。

さて、かくの如き、特殊な金融機構はどうして生じたのであるか？ それは、現金通貨の流通機構と併行して匯割制度といふ特殊な通貨機構が生れたからである。然らば、匯割制度なるものが生れるに至つた所以は、何處にあるか？ これについては、更めてその研究を發表することとするけれども、こゝに極めて簡単にこれを述ぶるならば、次の如くである。

その一つは、中國の經濟は、資本主義的構造のものが稍々出來つゝあるけれども、今尙ほ、その大勢を支配して居るものは、資本主義以前の構造であつて、特に上海の金融機構に於ては、ギルド的な精神と構造とが主調となして居ることである。諸外國との經濟交通によつて、資本主義も、その構造も、益々多く輸入せられるけれど

も、それらは、輸入後は、資本主義以前の經濟精神と構造との中に包攝せられて仕舞ふ傾がある。

匯割制度なるものが出來たのは、明かに、ギルド的な精神の所産であり、その構造はギルド的である。中國は資本主義經濟組織として全國的統一が未だ行はれて居ないと同時に、政治的にも行政的にも全國的統一が成功して居ない。中央政府の行政が行互らないことも、中央銀行が金融の中樞となつて居ないことも、これによるのである。

民國二十六年財政部が非常時期安定金融辦法を制定したるに對して、上海銀錢業兩業公會が、自衛上、匯割を以て預金引出に充て得るための安定金融補充辦法を議定したる場合には、これを財政部に申請して許可を受けることとしたのであるが、他方に於てはその聯合準備委員會が、民國二十八年同業匯割領用辦法を制定するに當り、「同業匯割」の領用許可の擔保として受取り且つ同時に「同業匯割」發行の準備とする所の財産の種類を定むるに當つては、國債も法幣もその中に認めて居らないのであるが、かくの如き行動は全く中世的なギルド式である。更に手形交換の業務が、中央銀行を中心として行はれるのではなく、また、中央銀行の發行にかゝる銀行券を基底として行はれるのではなく、各銀行錢莊の聯合組合たる聯合準備委員會とその加盟者たる各銀行錢莊との、雙方の相互諒解によりて創作したる資金を基底として、且つこの準備委員會を中心として行はれて居るのも、ギルド的なやり方である。

その二は、外國勢力との交渉と、それへの對立としての所産として、經濟現象が表はれることである。中國的性格といふものを表はすに、半殖民地的といふことが屢々言はれて居る。上海は、この外國勢力の競合所であ

る。中國最盛の外國貿易は、そこに於て、外國資本の勢力の下に行はれて居る。外國の進歩せる經濟組織は、役立つ限り直ちにこゝに移植せられる。貨幣が金屬本位を離れて成立するに至れば、やがて管理通貨制度が採用せられる。銀行機能の働きにより、相互諒解を以て資金が創作せられ得るの機縁が熟すれば、領用匯割を制度化するに當つて直ちにこれを觀念貨幣の基礎の上に構造する、これらは外國勢力の影響により、經濟的任組が或る面に於て非常に早く、進歩的に推し進められたことの現はれである。併し、それを運營するの精神と構造とは、前述の如く、前資本主義的である。

中國資本は、外國勢力の下に自己の安全を求めんとするの傾向がある。中國政治勢力の不統一が、その安全を護り得ないからである。それゆゑに、何等かの時期に於ては、中國資本は、極めて容易に海外に逃避する。そして、上海はその主要なる門戸である。民國二十六年の非常時期安定金融辦法による謂はゆる第一次預金モラトリアムも、民國二十八年の新安定金融辦法による第二次の預金モラトリアムも、この中國資金の海外逃避を防がんとする所の、謂はゞ外國勢力との間に障壁を作らんとする努力の現はれである。而も、この中央政府の施策だけでは、上海の經濟界を混亂麻痺せしむることゝなるから、これを救済するために生れ出でたものが、「同業匯割」であつて、それが「不付法幣及轉購外匯」である點に於て、一方に於てインフレを防ぐことについて政府に協力し、他方に於て資本逃避を防ぐことに於て、外國勢力に對立するの姿態を現はして居るのである。

上海に於ける、上述の如き金融機構の特殊性は、中國自らの經濟力が、その内因的要請を充すがための成長を遂ぐるに當り、右の二つの事情に影響せられて、現はれたものと見るべきであらう。